

4月1日以降の建設工事にかかる競争参加資格申請の取扱について

経営事項審査の審査基準が改正され、平成23年4月1日から適用されることに伴い、申請方法につきまして、以下のとおりの対応と致します。

○4月1日以降に新たに23・24年度競争参加資格を申請する業者につきまして

- ・経営事項審査の総合評定値通知書の写し（改正後の審査基準による経営事項審査のものに限る。）
- ・その他は提出要領2-1に則るものとする。

○3月31日までに既に申請を行っている業者につきまして

※再認定の形をとりますが、こちらは希望者のみ行い、必ず再認定を行わなければならないというものではありません。

- ・経営事項審査の総合評定値通知書の写し（改正後の審査基準による経営事項審査のものに限る。）
- ・資格審査結果通知書の写し
- ・その他は提出要領2-1に則るものとする。